

宗教法人の同一性の証明願の添付書類等

1 理由書

- ・ 証明を必要とする理由を記載すること。

2 不動産登記簿謄本（全部事項証明書）

- ・ 不動産の所有者名義について、宗教法人法（昭和26年法律第126号）施行前の旧宗教法人（宗教団体）から現在の宗教法人への権利の承継が必要となる場合に、添付すること。

3 位置図（※当該宗教法人の位置及び当該不動産の位置がわかるもの。）

4 閉鎖法人登記簿謄本（宗教団体法）

※ 寺院の場合のみ。

- ・ 宗教団体法（昭和14年法律第77号）に基づく設立当初の登記に係る閉鎖登記簿を添付すること。

5 閉鎖法人登記簿謄本（宗教法人令）

- ・ 宗教法人令（昭和20年勅令第719号）に基づく登記に係る閉鎖登記簿で、宗教法人法附則第19項の規定により閉鎖されたことが確認できる閉鎖登記簿謄本を添付すること。

6 法人登記簿謄本／履歴事項全部証明書（宗教法人法）（※閉鎖登記簿も含む。）

7 市町村史、郡史等（寺院、神社の由緒・沿革等についての記載部分）の写し

- ・ 同一字内又は同一市町村内に同名の寺院、神社が複数ないことが確認できるように、関係部分を抜粋して添付すること。

※表紙と奥付を併せて添付すること。

8 収納窓口で納付（証明手数料）750円

9 返送用切手110円

- ・ 郵送を希望する場合は、110円切手を貼付した宛名記入済返信用封筒を添付すること。

10 その他

(1) 「証明願」の文面については、証明願（記入方法）を参考に記入すること。

(2) 「証明願」は2部必要。（1部を県で使用、1部を証明して交付する。）
添付書類は1部でよい。

(3) 代表役員の印は、法務局へ届け出ている印鑑を使用すること。

(4) 証明が困難な場合がある。また、通常の添付書類では証明できない場合、別途、資料の提出を求めることがある。

【問い合わせ先】

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県 総務部 総務学事課

TEL 086-226-7921（直通）、FAX 086-234-7433